

2025 年 6 月 19 日

報道関係各位

GMO サイバーセキュリティ by イエラエ株式会社

**GMO サイバーセキュリティ by イエラエ、
欧州サイバーレジリエンス法（CRA）対応状況アセスメントツール提供開始
～約 50 問で CRA の対応状況を迅速に把握・可視化、課題を明確に～**

GMO インターネットグループでサイバー攻撃対策事業を展開する GMO サイバーセキュリティ by イエラエ株式会社（代表取締役 CEO：牧田 誠 以下、GMO サイバーセキュリティ by イエラエ）は、2025 年 6 月 19 日（木）より、欧州サイバーレジリエンス法（Cyber Resilience Act、以下 CRA）^{（※1）} への対応準備を進める製造業向けに、社内の CRA 対応状況を迅速に把握・可視化する「欧州サイバーレジリエンス法（CRA）対応状況アセスメントツール」の提供を開始いたします。

本ツールを活用することで、CRA 対応の第一歩である現状把握と課題の特定を、より迅速かつ要所を押さえながら進めることができます。本ツールは、GMO サイバーセキュリティ by イエラエが提供する「CRA 準拠支援サービス^{（※2）}」のラインナップのひとつとして提供いたします。

**欧州CRA法 対応状況
アセスメントツールを
提供開始**

GMO CYBER SECURITY
IERAE

（※1）2024 年 10 月 10 日に成立したデジタル要素を含む製品の消費者を保護し、製品のサイバーセキュリティ確保を製造者に義務付ける欧州の規則

（※2）2025 年 1 月 10 日 GMO サイバーセキュリティ by イエラエ、欧州で義務化されるサイバーセキュリティ規則（CRA）準拠支援サービス開始：<https://gmo-cybersecurity.com/news/20250110/>

【CRA とは】

CRA とは、2024 年 10 月 10 日に成立したデジタル要素を含む製品の消費者を保護し、製品のサイバーセキュリティ確保を製造者に義務付ける欧州の規則のことです。CRA は対象製品の準拠状況を「CE マーク」で管理を行い、今後、「CE マーク」を取得できない製品は欧州市場で販売できなくなります。

2026 年 9 月から欧州市場での脆弱性やインシデントの報告が義務化になり、2027 年 12 月から CRA の要件が全面的に適用となります。ただし、2025 年 6 月現在、「CE マーク」の適合基準となる整合規格は欧州標準化委員会（CEN）から告知されていない状況が続いています。そのため、製造業における開発担当者やセキュリティ担当者からは「対応を進めたくても何から手を付けていいかわからない」という声が上がっています。

【「CRA 対応状況アセスメントツール」開発・提供の背景】

CRA への対応準備においては、自社の現状を把握したうえで「どの要件に対応が必要か」を可視化し、計画を立てて実行していくことが求められます。

しかし、CRA の条文は法律特有の複雑な言い回しや構成により、要件の正確かつ詳細な理解や、具体的な対応策の検討が容易ではないのが実情です。また、外部の専門コンサルタントへ対応支援を依頼するとなると費用や期間の面で導入のハードルが高いと感じる企業も少なくありません。

このような背景から、GMO サイバーセキュリティ by イエラエは、CRA への対応に苦慮されている製造業の皆様が、CRA 要件の骨子を迅速かつ手軽に理解し、セルフチェックで現状と CRA で求められていることの差異を客観的に把握した上で具体的な対応策の検討を支援する「欧州サイバーレジリエンス法（CRA）対応状況アセスメントツール」を開発しました。

【「CRA 対応状況アセスメントツール」の特徴】

本ツールの主な特徴は以下の通りです。

■ CRA 対応状況を専門知識なしで迅速に自己診断

約 50 問の質問にお答えいただくだけで、専門コンサルタントに依頼することなく、自社の CRA 対応における現状と改善点を迅速にご自身の手で確認できます。その評価結果は、レーダーチャート・表を用いて分かりやすく可視化されるため、直感的に状況を把握いただけます。法律特有の難解な表現や専門用語を避け、どなたでもスムーズに回答できるよう工夫しています。

■ リーズナブルな価格設定

お客様ご自身に直接ツールへご回答いただくセルフアセスメント形式を採用しているため、一般的なコンサルティング費用と比較して非常にリーズナブルな価格設定となっており、「お試し」のような気軽さで導入をご検討いただけます。

■ 製品セキュリティ専門家による解説サポート

ツール本体のご利用に加え、ご回答後には弊社の製品セキュリティ専門家がオンラインでの個別説明を通じて、アセスメント結果の読み解き、特定された課題への具体的なアドバイス、複数部門・事業部間での比較表作成などをサポートします。

■ 提供開始日

2025 年 6 月 19 日 (木)

■ 価格

期間限定提供価格：30 万円 (税別) ～ (※3)

(※3) 本価格は、2025 年 6 月 19 日 (木) から 2025 年 9 月 30 日 (火) までの期間限定で提供される価格です。お客様の利用形態や導入内容により提供価格は異なります。詳細は下記の問い合わせ窓口までお問い合わせください。

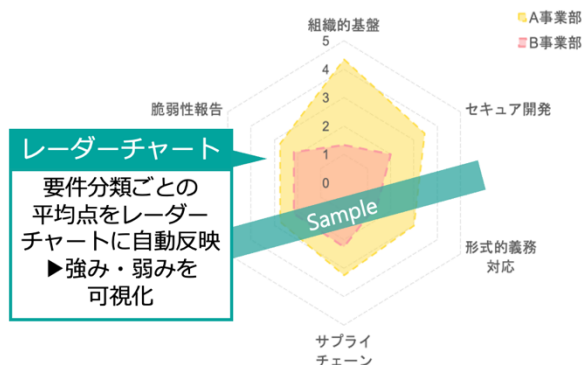
要件分類	和訳	まとめ	質問項目	回答選択肢	回答欄	回答者	想定回答者
組織的基盤	製造者は、デジタル事業を持つ製品に関連するサイバーセキュリティリスクの評価を実施し、サイバーセキュリティリスクを最小化し、インシデントを防止し、利用者の健康と安全との関連も含め、その影響を最小化することを目的として、デジタル事業を持つ製品の計画、設計、開発、製造、引渡し、保守の各段階において、その評価結果を考慮に入れること。	製品セキュリティ対応主要部門、責任者の特定・決定	製品セキュリティ対応を主導する部門と、その責任者を特定・決定できていますか？	5. 主導部門と責任者のどちらも特定・決定できている 3. 主導部門または責任者のどちらかを特定・決定できている 1. 主導部門と責任者のどちらも特定・決定できていない	1		リスク管理 技術管理 品質保証
セキュア開発	(d) 適切な脆弱性管理	バックセスマ管理 (IAM) の保護対策	バックセスマ管理 (IAM) の保護対策を行うことが得意ですか？	5. 常にバックセスマ管理 (IAM) の保護対策を行うことが得意です 3. バックセスマ管理 (IAM) の保護対策を行うことが得意です 1. バックセスマ管理 (IAM) の保護対策を行うことが得意です	2		技術管理 設計・開発
形式的義務対応	製造者は、第三者から供給されたコンポーネントを組み込む際に、それらのコンポーネントがデジタル事業を持つ製品のサイバーセキュリティを弱めないよう、デューデリジェンスを行うこと。これには、商業活動において市場で入手可能な限り適切なフリーおよびオープンソースソフトウェアのコンポーネントを組み込む場合も含まれる。	サプライチェーンの脆弱性評価実施	CRAにおいて求められているべき要素、内容が満たされていると評価できますか？	5. 定義・文書化した方針・結果を全社的に展開し、定期的に見直ししている 3. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、全社的に展開できている 1. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、一部の部署内で使用している 4. 全く対応できていない	1		品質保証
サプライチェーン	製造者は、第三者から供給されたコンポーネントを組み込む際に、それらのコンポーネントがデジタル事業を持つ製品のサイバーセキュリティを弱めないよう、デューデリジェンスを行うこと。これには、商業活動において市場で入手可能な限り適切なフリーおよびオープンソースソフトウェアのコンポーネントを組み込む場合も含まれる。	サプライチェーンの脆弱性評価実施	サプライチェーンの脆弱性評価を実施していますか？	5. 定義・文書化した方針・結果を全社的に展開し、定期的に見直ししている 3. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、全社的に展開できている 1. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、一部の部署内で使用している 4. 全く対応できていない			設計・開発
脆弱性対応	協同的脆弱性開示 (CVD) ポリシーを導入し、実行すること。	協同的脆弱性開示 (CVD) ポリシーの導入・実施	協同的脆弱性開示 (CVD) ポリシーを掲げ、実施できる体制がありますか？	5. 定義・文書化した方針・結果を全社的に展開し、定期的に見直ししている 3. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、全社的に展開できている 1. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、一部の部署内で使用している 4. 全く対応できていない			品質保証
脆弱性報告	Article 14-1 の通知のために、製造者は以下を提出すること。 (a) 違反に適用されている脆弱性についての早期警告通知を、適度の遅延なく、かつ、製造者がその脆弱性を認識してからいかなる場合でも 24 時間以内に提出すること。	脆弱性を認識してから 24 時間以内に通知できる通知の方向・仕組み	EUROCERT および ENISAへ、適用された脆弱性を認識してから 24 時間以内に通知するための方向・仕組みがありますか？	5. 定義・文書化した方針・結果を全社的に展開し、定期的に見直ししている 3. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、全社的に展開できている 1. 通知の方向・仕組みを定義・文書化し、一部の部署内で使用している 4. 全く対応できていない	4		技術管理 設計・開発 品質保証

要件分類
CRAの要件を6つに分類
▶レーダーチャートの
基軸として採用

回答は選択式
回答は選択式で簡単
平均点をレーダー
チャートに自動反映

各質問の想定回答者

「誰に聞けばいいかわからない」を解消



改善点のリスト化
改善ポイントを自動リストアップ ※基準値を上回る項目は「適合済み」と表示

■ お問い合わせ

本ツールに関するお問い合わせやご利用については、GMO サイバーセキュリティ by イエラエの下記問い合わせページより「CRA 準拠支援サービス」というキーワードを入力の上、お問い合わせください。

<https://gmo-cybersecurity.com/contact/service/>

■ 「CRA 準拠支援サービス」詳細

「CRA 準拠支援サービス」の詳細および支援対象となる他の認証や法規の一覧をご覧ください。今後も GMO サイバーセキュリティ by イエラエは、「CRA 準拠支援サービス」のラインナップを強化し、企業の段階的な対応を継続的にサポートしてまいります。

<https://gmo-cybersecurity.com/service/guideline/certification/>

【GMO サイバーセキュリティ by イエラエについて】

(<https://gmo-cybersecurity.com/>)

GMO サイバーセキュリティ by イエラエは、国内最大規模のホワイトハッカーで組織されたサイバーセキュリティのプロフェッショナルカンパニーです。GMO サイバーセキュリティ by イエラエは、「世界一のホワイトハッカーの技術力を身近に」を目指して、各種脆弱性診断、ペネトレーションテスト、セキュリティコンサルタント、SOC サービス、フォレンジック調査まで包括的にサイバーセキュリティ対策サービスをご提供します。

以上

【報道関係お問い合わせ先】

●GMO サイバーセキュリティ by イエラエ株式会社

マーケティング部広報担当 伊礼

TEL : 03-6276-6045

E-mail : irei@gmo-cybersecurity.com

●GMO インターネットグループ株式会社

グループ広報部 PR チーム 田部井

TEL : 03-5456-2695

お問い合わせ : <https://group.gmo/contact/press-inquiries/>

【GMO サイバーセキュリティ by イエラエ株式会社】(URL : <https://gmo-cybersecurity.com/>)

会 社 名	GMO サイバーセキュリティ by イエラエ株式会社
所 在 地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー
代 表 者	代表取締役 CEO 牧田 誠
事 業 内 容	■ Web アプリ及びスマホアプリ脆弱性診断 ■ ペネトレーションテスト ■ 不正利用(チート)診断 ■ IoT 脆弱性診断 ■ 自動車脆弱性診断 ■ フォレンジック調査 ■ CSIRT 支援 ■ クラウドセキュリティ診断 ■ クラウドセキュリティ・アドバイザリー
資 本 金	1 億円

【GMO インターネットグループ株式会社】(URL : <https://group.gmo/>)

会 社 名	GMO インターネットグループ株式会社 (東証プライム市場 証券コード : 9449)
所 在 地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー
代 表 者	代表取締役グループ代表 熊谷 正寿
事 業 内 容	持株会社(グループ経営機能) ■ インターネットインフラ事業 ■ インターネットセキュリティ事業 ■ インターネット広告・メディア事業 ■ インターネット金融事業 ■ 暗号資産事業
資 本 金	50 億円